

胎内市生涯学習施設整備推進審議会公募委員選考実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、胎内市生涯学習施設整備推進審議会条例(令和7年条例第31号。以下「条例」という。)第1条に規定する胎内市生涯学習施設整備推進審議会を構成する委員のうち条例第3条第2項第4号に規定する公募による者(以下「公募委員」という。)の選考方法等について、定めるものとする。

(募集人員)

第2条 募集する公募委員の人数は、若干名とする。

(応募資格)

第3条 公募委員の応募資格は、応募日現在で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 胎内市(以下「市」という。)に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学する者
- (2) 高校生以上の者
- (3) 平日の夜間の会議に参加できる者
- (4) 市の附属機関等の委員を5つ以上兼ねていない者
- (5) 国若しくは地方公共団体の議員又は市の常勤の職員でない者

(募集)

第4条 募集は、市広報及び市ホームページにおいて行うものとする。

(応募方法)

第5条 応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、市長が別に定める様式に、必要と認められる事項を記載し、生涯学習課に提出するものとする。

(選考方法)

第6条 公募委員は、次に掲げる方法により選考するものとする。

(1) 第1次選考

第1次選考は、副市長、教育長及び生涯学習課長で構成する選考委員会において、候補者を選定するものとする。

(2) 第2次選考

市長は、第1次選考で選定された候補者のうち適任であると認めた者が募集人数以内の場合は、全てを公募委員と決定する。また、適任であると認めた者が募集人数を超える場合は、市長の選考により決定するものとする。

(3) 選考の結果は、応募者全員に通知するものとする。

2 選考は、応募内容を総合的に勘案して行うものとする。

(庶務)

第7条 公募委員の募集及び選考に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理

する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年11月4日から施行する。